

# 高知くらしの護身術

64

## クーリング・オフ

### 調味料・祈とうも対象に

(2007年7月24日掲載原稿)

みそ、しょうゆ、ロコ・ロンドン取引もクーリング・オフができるようになりました！

訪問販売などでクーリング・オフができるのは、法律で決められている商品とサービスです。

平成19年7月15日特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行され次の3つが新たに規制対象として追加されました。

- 1 みそ、しょうゆなどの調味料
- 2 占いに伴う祈禱等のサービス
- 3 いわゆるロコ・ロンドン取引や海外先物オプション取引等の仲介サービス

なお、今回の追加で、業者によっては規制対象になったことをかえって国の認定を受けたと吹聴する可能性があります、公認することを意味するものではありません。

これまで消費生活センターには、「高齢の母が訪問販売で味見<sup>あじみ</sup>をしてほしいと訪問した県外業者に1万円から3万円もするみそやしょうゆなどを購入している。クーリング・オフしたい。」とか「70歳代～80歳代の高齢者がロコ・ロンドン取引の取引の仕組みを理解できないまま執拗・強引な電話勧誘等を受け百万円以上の高額なお金を投資し、投資したお金のほとんどが戻らなかった。」という相談が寄せられていました。

今回の改正で、消費者は平成19年7月15日以降に契約した場合には、クーリング・オフ（無条件解約）ができるようになりました。

業者は、契約書面の交付などが義務付けられ、違反をすれば業務停止などの行政処分が科されることになりました。